

富士宮市のスポーツ施設使用料表

○芝川B&G海洋センター

■ 団体使用料

区 分			使用料(単位:円)	
			圏域内使用者	左記以外の者
芝川B&G 海洋センター	第一体育室	1/2面	180	360
		全 面	360	720
	第二体育室	1/2面	180	360
		全 面	360	720
	会議室	全 面	70	140

1. 使用料の額は、1時間当りの額とする。
2. 使用時間1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
3. 中学生以下の者の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
ただし、満3歳未満の者の使用料は、無料とする。
4. 使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
5. 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
6. 特別な電気設備を使用するときは、別に電気使用料相当額を徴収する。

■ 個人使用料

区 分			使用料(単位:円)			
			圏域内使用者		左記以外の者	
芝川B&G 海洋センター	第一体育室		100		200	
	第二体育室		100		200	
	プール	当日券	大 人	210	大 人	420
			子 供	100	子 供	210
		回数券 (12枚綴り)	2,100		4,200	

1. 使用料の額は、芝川B&G海洋センタープールが一回当たり、
その他は1時間当りの額とする。
2. 中学生以下の者の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
ただし、満3歳未満の者の使用料は、無料とする。
3. 使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
4. 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
5. 特別な電気設備を使用するときは、別に電気使用料相当額を徴収する。

※ 圏域内使用者とは、富士宮市、
富士市に居住する者又は同市町内の事業所等に勤務する者をいう。

